

寄居町企業誘致条例

平成20年3月25日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、本町の特定地域内における企業誘致を推進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって経済の発展及び町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特定地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 寄居町総合振興計画基本構想及び寄居町国土利用計画において掲げた工業化等を進める地域
- (2) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する工業等の導入に関する実施計画において定められた地区の地域
- (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地の地域
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が町の産業振興上特に必要と認める地域

2 この条例において「工場等」とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業その他町長が産業の振興に寄与すると認める業種の用に供する施設をいう。

3 この条例において「新設」とは、町内に工場等を有しない者が工場等を特定地域に新たに設置すること、又は町内に工場等を有する者が工場等を特定地域に別に設置することをいう。

4 この条例において「増設」とは、特定地域の敷地内又は隣接する土地に既設の工場等を拡充することをいう。

5 この条例において「投下固定資産額」とは、新設又は増設に要する費用のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産を事業の用に供するために取得するときの取得合計額をいう。

6 この条例において「常時雇用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項に規定する30日前の解雇の予告に該当する労働者をいう。

(優遇措置)

第3条 町長は、特定地域に工場等の立地を行う事業者に対し、次に掲げる

優遇措置（以下「優遇措置」という。）を行うことができる。

- (1) 固定資産税の課税免除
- (2) 企業誘致奨励金の交付
- (3) 企業誘致環境整備事業の実施
（指定）

第4条 優遇措置の対象となる事業者は、規則で定めるところにより申請書を提出し、町長の指定を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認める事業者を指定する。

（固定資産税の課税免除）

第5条 町長は、前条第2項の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が次に掲げる要件を満たす工場等を新設するときは、当該工場等の土地、家屋及び償却資産（機械及び装置に係るものに限る。）に係る固定資産税を、操業を開始した日以後最初に到来する賦課期日に基づき課税する年度から3箇年度を限度として、免除することができる。ただし、当該指定事業者が寄居町税条例（昭和30年寄居町条例第33号。以下「税条例」という。）に基づき税の免除措置を受けるときは、この限りでない。

- (1) 工場等の投下固定資産額が10億円以上であること。
- (2) 工場等の敷地面積が1万平方メートル以上であること。
- (3) 工場等の延床面積が5,000平方メートル以上であること。
- (4) 常時雇用する従業員の数が20人以上で、そのうち町内に住所を有する雇用者数が10人以上となること。

2 前項の工場等の新設に係る土地取得完了後、3年以内に工場等の操業を開始しない事業者には、前項の免除措置は適用しない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（企業誘致奨励金）

第6条 町長は、指定事業者が次に掲げる要件を満たす工場等を新設するときは、当該工場等の土地、家屋及び償却資産（機械及び装置に係るものに限る。）に係る固定資産税に相当する額を、操業を開始した日以後最初に到来する賦課期日に基づき課税する年度から3箇年度を限度として、当該指定事業者に係る各年度の固定資産税が完納された後に、予算の範囲内において奨励金として交付することができる。ただし、当該指定事業者が税条例又は前条第1項に基づく税の免除措置を受けるときは、この限りでない。

- (1) 工場等の投下固定資産額が3,000万円以上であること。
- (2) 工場等の敷地面積が3,000平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用する従業員の数が10人以上で、そのうち町内に住所を有する雇用者数が5人以上となること。

2 前条第2項の規定は、前項の奨励金の交付について準用する。

(企業誘致環境整備事業)

第7条 町長は、指定事業者が次に掲げる要件を満たす工場等を新設又は増設するときは、当該工場等の立地に必要な社会資本の整備に関する事業(規則で定めるものに限る。以下「企業誘致環境整備事業」という。)の全部又は一部を予算の範囲内で行うことができる。ただし、その予算のうち本町が負担する額の上限は、1億円とする。

- (1) 工場等の投下固定資産額が10億円(増設にあつては、5億円)以上であること。
- (2) 工場等の敷地面積が1万平方メートル(増設にあつては、5,000平方メートル)以上であること。
- (3) 工場等の延床面積が5,000平方メートル(増設にあつては、2,500平方メートル)以上であること。
- (4) 常時雇用する従業員の数が20人(増設にあつては、新たに10人)以上で、そのうち町内に住所を有する雇用者数が10人(増設にあつては、新たに5人)以上となること。
- (5) 本町と企業誘致環境整備事業に関する協定を締結していること。

2 前項の工場の新設又は増設に係る土地取得完了後、2年以内に工場等の建設に着手する確実な見込みがない場合には、企業誘致環境整備事業は実施しない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(届出)

第8条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 工場等の操業を開始したとき。
- (2) 事業計画に変更が生じたとき。
- (3) 事業を廃止又は休止したとき。

(指定の取消し)

第9条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項若しくは第6条第1項又は第7条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又はそれらの状況にあると認められるとき。
- (3) 工場等を当該事業以外の用途に供したとき。
- (4) 虚偽その他不正な行為により優遇措置を受けようとしたとき。

(優遇措置の取消し)

第10条 町長は、前条の規定により指定事業者が指定を取り消されたとき

は、優遇措置を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により指定を取り消したときは、第6条第1項の奨励金又は第7条第1項の事業に要する費用の全部若しくは一部を、当該指定事業者に返還又は費用負担させることができる。

(委任)

- 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年寄居町条例第20号)の一部を次のように改正する。
別表工場導入委員会委員の項を削る。